



定 款

株式会社掛川電気引込工事センター

平成30年／〇月／〇日 組織変更による設立

定 款

第1章 総 則

(商号)

第1条 当会社は、株式会社掛川電気引込工事センターと称する。

(目的)

第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 電気の供給に必要な引込線工事
2. 電気の供給に必要な内線工事
3. 事業用電気工作物等に係わる調査業務
4. 電気工事用並びに修理用資材及び電気器具の販売
5. 前各号に附帯する一切の業務

(本店所在地)

第3条 当会社は、本店を静岡県掛川市に置く。

(公告)

第4条 当会社の公告は、官報に掲載してする。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第5条 当会社の発行可能株式総数は、2,000株とする。

(株券の不発行)

第6条 当会社は株券を発行しない。

(株式の譲渡制限)

第7条 当会社の発行する株式の譲渡による取得については、取締役会の承認を受けなければならない。

(相続人等に対する売渡しの請求)

第8条 当会社は、当会社の株式を相続その他の一般承継により取得した者に対し、当該株式を当会社に売り渡すことを請求することができる。

(株主名簿記載事項の記載又は記録の請求)

第9条 株式取得者が株主名簿記載事項を株主名簿に記載又は記録することを請求するには、株式取得者とその取得した株式の株主として株主名簿に記載もしくは記録されている者又はその相続人その他の一般承継人が当会社所定の書式による請求書に記名押印し、これを共同して当会社に提出しなければならない。ただし、法務省令で定める場合には、株式取得者が単独で請求できるものとする。

(質権の登録及び信託財産の表示)

第10条 当会社の株式について質権の登録又は信託財産の表示を請求するには、当会社所定の請求書に当事者が署名又は記名押印し、これを当会社に提出しなければならない。その変更、抹消についても同様とする。

(基準日)

第11条 当会社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主（以下「基準日株主」という。）をもって、その事業年度に係る定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。ただし、当該基準日株主の権利を害しない場合には、当会社は、基準日後に募集株式の発行等、吸収合併、株式交換又は吸収分割により株式を取得した者の全部又は一部を当該定時株主総会において権利を行使することができる株主と定めることができる。

- 2 前項のほか、株主又は登録株式質権者として権利を行使することができる者を確定するため必要があるときは、取締役会の決議により臨時に基準日を定めることができる。ただし、この場合には、その日を2週間前までに公告するものとする。

(手数料)

第12条 前2条に定める請求をする場合には、当会社所定の手数料を支払わなければならない。

(株主の住所等の届出)

第13条 当会社の株主及び登録株式質権者又はその法定代理人もしくは代表者は、当会社所定の書式により、その氏名、住所及び印鑑を当会社に届け出なければならない。届出事項に変更を生じたときも、その事項につき同様とする。

第3章 株主総会

(招集)

第14条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度終了日の翌日から3か月以内に招集する。

2 当会社の臨時株主総会は、取締役の過半数の一致又は株主の過半数の同意が得られた場合にこれを招集することができる。

(招集手続きの省略)

第15条 株主総会は、その総会において議決権を行使することができる株主全員の同意があるときは、会社法第298条第1項第3号又は第4号に掲げる事項を定めた場合を除き、招集手続きを経ずに開催することができる。

(株主総会の開催地)

第16条 株主総会は、本店所在地又はその隣接地において開催する。ただし、その地で開催できない特段の事情がある場合、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の同意によって、その他の地において開催することができる。

(議長)

第17条 株主総会の議長は、社長たる取締役がこれに当たる。社長たる取締役に事故があるときは他の取締役がこれに代わり、取締役の全員に事故があるときは出席株主の中から選任された者がこれに代わる。

(決議の方法)

第18条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合のほか、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その出席した株主の議決権の過半数をもって決する。

2 会社法第309条第2項の定めによる決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを行う。

(株主総会の決議の省略)

第19条 株主総会の決議の目的たる事項について、取締役又は株主から提案があった場合において、その事項につき議決権を行使することができる全ての株主が書面によってその提案に同意したときは、その提案を可決する旨の株主総会の決議があつたものとみなす。

(議決権の代理行使)

第20条 株主又はその法定代理人は、当会社の議決権を有する株主を代理人として議決権を行使することができる。ただし、この場合には株主総会ごとに代理権を証する書面を提出しなければならない。

(議事録)

第21条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果等については、これを法務省令で定めるところにより記載又は記録した議事録を作成する。

第4章 取 締 役

(取締役の員数)

第22条 当会社は、取締役10名以内を置き、内1名の非業務執行取締役を置くことができる。

(取締役の資格)

第23条 当会社の取締役は、当会社の株主の中から選任する

- 2 前項に規定に関わらず、必要に応じて株主以外の者から選任することを妨げない。
- 3 前2項に規定に関わらず、非業務執行取締役は、株主以外の者から選任するものとし、当会社の業務執行を監督する。

(取締役の選任)

第24条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。

- 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- 3 取締役の選任決議は、累積投票によらない。

(取締役の解任)

第25条 取締役の解任は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを行う。

(取締役の任期)

第26条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 増員又は補欠として選任された取締役の任期は、他の取締役の任期の残存期間と同一とする。

(代表取締役)

第27条 代表取締役は、取締役会の決議により選定する。

- 2 代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。
- 3 取締役会の決議によって、取締役の中から代表取締役社長1名、常務取締役1名を選定する。
- 4 代表取締役社長に事故があるときは、常務取締役がその職務を代行する。

(取締役の報酬等)

第28条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

第5章 取 締 役 会

(取締役会の設置)

第29条 当会社は、取締役会を設置する。

(取締役会の招集権者及び議長)

第30条 取締役会は法令に別段の定めのある場合を除き、社長たる取締役がこれを招集し、議長となる。

- 2 取締役社長に事故があるときは、あらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の決議の方法)

第31条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席しその過半数をもってこれを決する。

(取締役会の決議の省略)

第32条 取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき議決に加わることができる取締役の全員が書面又は電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があつたものとみなす。

(取締役会の議事録)

第33条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果等については、これを法務省令で定めるところにより記載又は記録した議事録を作成する。

第6章 監査役

(監査役の設置)

第34条 当会社は、監査役を置く。

(監査役の員数)

第35条 当会社の監査役は2名以内とする。

(監査の範囲)

第36条 監査役の権限は、会計に関するものに限定する。

(監査役の選任)

第37条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。

2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(監査役の解任)

第38条 監査役の解任は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを行う。

(監査役の任期)

第39条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(監査役の報酬等)

第40条 監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

第7章 計 算

(事業年度)

第41条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

(剰余金の配当)

第42条 当会社は、剰余金を株主総会の決議によって、毎事業年度末日における最終の株主名簿に記載、記録された株主又は登録株式質権者に配当する。

- 2 前項の剰余金の配当は、その支払提供の日から満3年を経過しても受領のないときは、当会社は支払いの義務を免れるものとする。
- 3 未払いの剰余金の配当には利息をつけない。

第8章 附 則

(最初の事業年度)

第43条 当会社の第1回の事業年度は、会社成立の日から平成31年3月31日までとする。

(定款に定めのない事項)

第44条 本定款に定めのない事項は、すべて会社法その他の法令の定めるところによる。

上記定款は、静岡県掛川市久保二丁目22番14号合同会社掛川電気引込工事センターの商号を変更して株式会社とするにつき作成したものであって、商号変更が効力を生じた日から、これを施行するものとする。